

非農地通知書により地目変更の登記申請をされる方へ

(法務局からのお知らせ)

岡山地方法務局倉敷支局

- 1 土地の現況地目に変更があり登記簿地目と相違する場合は、土地の地目変更の登記をする必要があります。

地目変更の登記等については法務局に相談窓口を用意しています。詳細は末尾を参照してください。表示に関する登記は、土地家屋調査士に委任できます。

(注：農耕地域にある土地について、単に耕作を放棄しただけの荒れた土地については地目変更があったと認定できない場合があります。その場合は地目変更は必要ありません。)

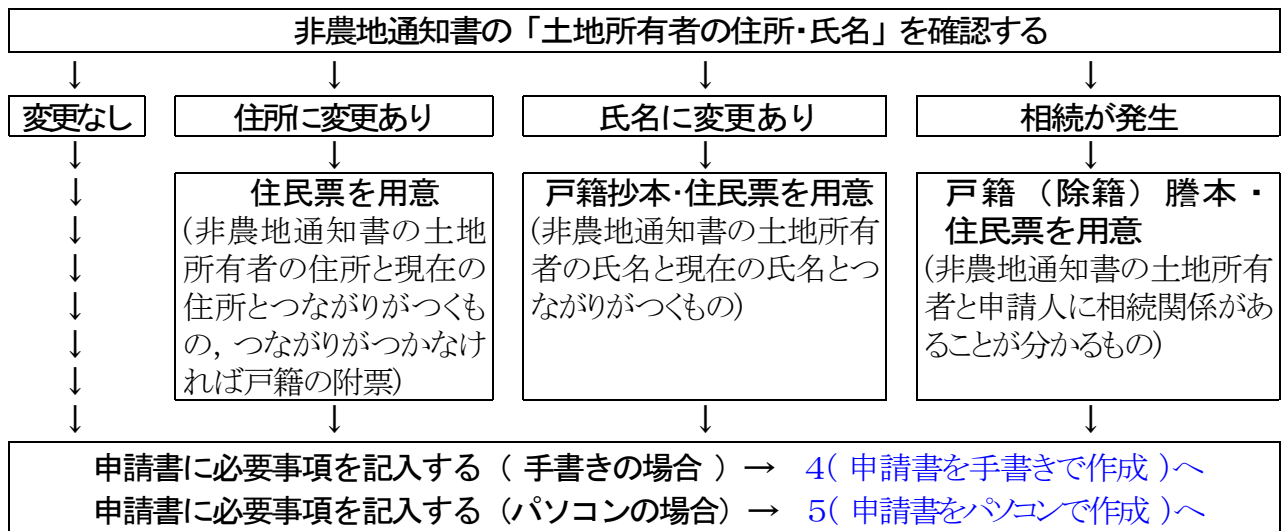
2 申請の方法

土地家屋調査士に依頼(委任)する方法 → [土地家屋調査士にご相談ください。](#)

土地家屋調査士に関するお問合せ先 → [岡山県土地家屋調査士会\(086\)222-4606](#)

ご自分で申請書を作成する方法 → [3\(登記申請の流れ\)へ](#)

3 登記申請の流れ (確認事項と用意するもの)



4 申請書を手書きで作成

別添の申請書の様式にご記入ください。

5 申請書をパソコンで作成

法務省のホームページから申請書の様式をダウンロードできますのでご利用ください。

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/minji79.html>

6 申請書の書き方(手書き、パソコン共通)

(1) 申請書の書き方は、別添の申請書の様式の<解説及び注意事項等>を参照してください。

(2) 別添の申請書様式に直接記入する場合

- ・インク又は黒色のボールペン等で、はっきりと書いてください(鉛筆は使用できません。)
- ・記入する欄が不足する場合は、用紙をコピーしてご利用ください。

(3) パソコン等で作成する場合

- ・申請書様式を参考にして作成し、A4の用紙に印刷してください。
- ・文字の大きさ、罫線の幅等は、見やすいものであれば任意のサイズで結構です。

7 添付するもの

- (1) 非農地通知書
- (2) 3の「登記申請の流れ」で用意するもの(住民票、戸籍等の証明書)
- (3) 現地が特定できる案内図(現地を見に行くことがあります)
- (4) 現地の状況が分かる写真(可能な限り遠景と近景の写真)

8 申請書の提出方法

法務局に郵送で提出する

6で作成した申請書と7で用意するもの、切手を貼った返信用封筒(登記完了証交付用)をそろえて法務局に郵送します。

【申請書の送付先】

〒710-8520
倉敷市幸町3-46
岡山地方法務局倉敷支局
「不動産登記申請書在中」書留郵便

法務局での調査、処理

職員が現地の調査のため、土地に立入ることがありますのでご了承ください。

大量の申請が提出された場合等、申請から登記の完了まで1か月程度の期間を要する場合がありますのでご了承ください。

登記完了証の送付

地目変更の登記が終わると「登記完了証」を交付します。申請時に同封された返信用封筒に入れてお送りします。

法務局に持参して提出する

6で作成した申請書と7で用意するものをそろえて法務局に持参します。

【申請書の持参先】

倉敷市幸町3-46
岡山地方法務局倉敷支局
(受付 8:30~17:15(土日祝日を除く))

法務局での調査、処理

職員が現地の調査のため、土地に立入ることがありますのでご了承ください。

大量の申請が提出された場合等、申請から登記の完了まで1か月程度の期間を要する場合がありますのでご了承ください。

登記完了証の交付

地目変更の登記が終わると「登記完了証」を交付します。申請書に書かれた電話番号にお電話しますので、法務局までお越しください。

9 登記相談

登記相談は事前予約制となっています。
事前に相談予約受付連絡先までお電話ください。

【相談予約受付連絡先】

電話 (086)422-1260
岡山地方法務局倉敷支局
(電話受付 8:30~17:15(土日祝日を除く))
(農地の地目変更登記の相談の旨を申し出てください。)

10 その他

申請があった場合でも、現地の状況によっては、地目変更ができない場合もありますのであらかじめご了承ください。



< 記載例 >

(記載例の解説及び注意事項等は、2ページ目をご覧ください。)

* この記載例は、土地の地目が、畑から山林に変更した場合のものです。

※受付シールを貼るスペースになります、この部分には何も記載しないでください。

登記申請書

登記の目的 地目変更

添付情報 非農地通知書(注1)

平成29年9月1日申請(注2)

岡山地方法務局 ○○ 支局出張所

申請人 ○○市○○町二丁目5番6号

甲 野 太 郎 印(注3)

連絡先の電話番号 0000-00-0000(注4)

土 地 の 表 示	所在	○○市○○町二丁目(注5)		
	①地番	②地目	③地積 m ²	登記原因及びその日付
	35番2 (注6)	畑 (注7)	150 (注8)	
		山林 (注9)		②平成28年3月15日 変更(注10)

<解説及び注意事項等>

- (注1) 農業委員会から届いた「非農地通知書」を添付してください。
住所、氏名に変更がある場合は、住民票、戸籍等の証明書が必要です。
所有者がお亡くなりになり相続されている場合は、土地所有者と申請人とが相続関係があることが分かる戸除籍、住民票の証明書が必要です。
これ以外にも、現地が特定できる案内図(現地を見に行くことがありますので案内図の用意をお願いします。)、現地の状況が分かる遠景近景の写真の添付の御協力をお願いします(写真がない場合は添付がなくても差し支えありません。)
- (注2) 登記の申請年月日を記載します。申請書を登記所に提出する日を記入してください。郵送の場合は発送日を記入してください。
- (注3) 申請人として、非農地通知書の宛名の方の住所と氏名を記入し、氏名の横に認印を押してください。
相続されているときは、申請人の上の行に「被相続人 ○○(亡くなった方の氏名)」と記入し、申請人は、相続人の住所と氏名を記入します。相続人の一人からの申請で差し支えありません。
- (注4) 申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、法務局の担当者から連絡するための連絡先の電話番号(平日日中に連絡を受けることができる自宅、携帯電話、勤務先等)を記入します。
- (注5) 「所在」欄は、非農地通知書の「土地の所在」欄に記載されている所在を記入します。
- (注6) 「①地番」欄は、非農地通知書の「地番」欄に記載されている地番を記入します。
- (注7) 「②地目」欄は、非農地通知書の「地目・登記簿」欄に記載されている地目を記入します。
- (注8) 「③地積」欄は、非農地通知書の「面積・登記簿」欄に記載されている数字を記入します。
- (注9) 「②地目」欄の下段に現在の地目を記入します。
現在の地目は、現在の利用地目を記入します。「山林」「原野」が一般的ですが、不明な場合は法務局にご相談ください。
- 参考** 山林＝自然林、人工林の区別なく、耕作の方法によらず竹木の生育する土地
原野＝荒地、かん木類(低木)が生えている土地
- (注10) 「登記原因その日付」欄は、地目の変更があった日を記入します。
- 参考** 植林して「山林」へ地目変更する場合、独立して生育するようになった時期が地目変更の日となりますが、その年月日がはっきり分からない場合は、次のとおり記入してください。
- ①「年」が特定できる場合 …… 「②平成〇〇年月日不詳地目変更」
 - ②「平成」の場合 …… 「②平成年月日不詳地目変更」
 - ③ 分からない場合 …… 「②年月日不詳地目変更」
- ※ 植林して「山林」へ地目変更する場合、苗木が下草刈り等の肥培管理をすることなく独立して生育するようになるには、樹木の種類により一概にはいえませんが、植林から少なくとも3年から5年程度の期間の経過が必要といわれています。
- (その他の注意) 登記官が地目の確認をした上で登記を完了します。現地の状況によっては、地目が変わっていないため地目変更ができない場合もありますのであらかじめご了承ください。

